

広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十五号

広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

広島県警察関係手数料条例施行規則（平成十二年広島県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収時期)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項に規定する通知手数料 同法第百八条の二第一項第十号、第十三号又は第十四号に掲げる講習の受講を申し込む時</p> <p>別表（第三条関係） (略)</p>	<p>(手数料の徴収時期)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 条例別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項に規定する通知手数料 同法第百八条の二第一項第十号又は第十三号に掲げる講習の受講を申し込む時</p> <p>別表（第四条関係） (略)</p>

附 則

この規則は、令和四年五月十三日から施行する。